

佐賀県公立学校職員等表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 1 号

佐賀県公立学校職員等表彰規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員等表彰規則（平成 2 年佐賀県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「公立学校職員等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 県教育委員会の任命に係る公立学校の職員</p> <p><u>(2) 県教育庁及び県の教育機関（県立学校を除く。以下同じ。）の職員</u></p> <p>(3) 前 2 号に掲げる職員が組織する団体</p> <p>(4) 略</p> <p>(具申)</p> <p>第 4 条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 第 2 条第 3 号に掲げる団体の代表者は、当該団体に所属する職員又は当該団体が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「公立学校職員等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 県教育委員会の任命に係る公立学校、<u>県教育庁、県の教育機関（県立学校を除く。以下同じ。）及びその他の機関</u>の職員</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる職員が組織する団体</p> <p>(3) 略</p> <p>(具申)</p> <p>第 4 条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) その他の機関の長</u></p> <p>2 第 2 条第 2 号に掲げる団体の代表者は、当該団体に所属する職員又は当該団体が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。